

部活動の在り方に関する方針

平成 31 年 2 月

島根県教育委員会

目 次

方針策定の趣旨等	1
1 部活動の位置づけと意義・効果	2
(1) 部活動の位置づけ	
(2) 部活動の意義・効果	
2 適切な運営のための体制整備	3
(1) 活動方針の策定と年間活動計画・活動実績等の作成	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
① 適正な数の部の設置	
② 複数顧問体制による運営と部活動指導員等の活用	
③ 適切な部活動指導に必要な研修等の実施と参加	
3 合理的で効率的・効果的な活動の推進のための取組	5
(1) 適切な指導の実施	
(2) 部活動用指導手引の活用	
4 適切な休養日・活動時間の設定	7
(1) 中学校	
① 学期中の休養日	
② 学期中の活動時間	
③ 長期休業中の休養日・活動時間	
④ 基準を超えて活動を行う場合の留意点	
(2) 高等学校	
① 学期中の休養日	
② 学期中の活動時間	
③ 長期休業中の休養日・活動時間	
④ 基準を超えて活動を行う場合の留意点	
5 生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備	13
(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置	
(2) 合同部活動等の取組	
(3) 保護者の理解と協力・地域との連携等	
6 参加する大会等の精査	14
7 今後の取組	14
参考資料	15

方針策定の趣旨等

(部活動の意義)

学校の部活動は、スポーツ・芸術・文化・科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部の責任者(顧問)の指導の下、学校教育の一環として行われており、体力や技術、感性の向上を図るだけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師等との人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなど、充実した学校生活を過ごしていく上で重要な教育活動である。

(部活動の課題)

近年の部活動を取り巻く環境については、少子化による部員数の減少、適切な休養を伴わない指導による授業への影響やスポーツ障害、教員の負担の増大、指導者不足等の課題が指摘されており、今後、生涯にわたってスポーツや芸術文化等に親しむ基盤として部活動を持続可能なものとするためには、これらの課題解決に向けて、部活動の運営体制や望ましい指導の在り方等、抜本的な改革に取り組む必要がある。

(方針策定の趣旨)

国は平成 28 年 6 月に、学校現場における業務の適正化に向けて、教員の部活動における負担を大胆に軽減する観点から、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(仮称)検討の方向性を示した。

これを受け、島根県教育委員会においても、平成 29 年度より「部活動の在り方検討会」を設置し、小学校・中学校・高等学校の代表、更には職員団体等の代表に参画いただき、様々な角度から、これからの部活動の在り方について議論を重ねてきた。

国においては、平成 30 年 3 月にスポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を、同年 12 月には文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定するなど、今後の部活動の在り方に関する指針等が示された。

この度、島根県教育委員会では、国から示されたガイドラインも踏まえ、「部活動の在り方検討会」においてとりまとめられた方針案をもとに、今後の部活動の在り方について、適切な運営体制や、休養日と活動時間を含めた望ましい部活動指導がなされるよう、運動部活動及び文化部活動共通の考え方にに基づき、「部活動の在り方に関する方針」(以下、「本方針」という。)を策定した。

本方針は、県内の公立中学校(義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。)と県立高等学校(特別支援学校高等部を含む。以下同じ。)の部活動を対象としたものであるが、私立学校についても、本方針を参考に、部活動の内容や指導の在り方について検討や見直しを行い、適切で効果的な指導によって、部活動が一層充実していくことを期待する。

なお、小学校のスポーツ・文化活動は、地域によって様々な形態で行われているが、その活動に際しても、本方針に示す部活動の意義や今後の方向性を踏まえ、児童の発達段階等を十分に考慮した上で行われるべきと考える。

(今後の方向性)

本方針に基づき、部活動での具体的な指導の在り方、指導時間や内容、方法について必要な検討、見直し、改善、研究等を進め、それぞれの学校の特色を生かした適切で効果的な指導を行うことにより、部活動が一層充実していくことを期待する。

更には、生徒のバランスの取れた健全な成長及び教職員のワーク・ライフ・バランスの実現が図られ、地域や保護者の理解を得ながら適切な運用がなされるよう期待する。

1 部活動の位置づけと意義・効果

(1) 部活動の位置づけ

部活動の指導及び運営等に当たっては、学習指導要領に示された部活動の意義と留意点等を踏まえて行うことが重要である。

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

【(抜粋) 中学校学習指導要領(平成 29 年 3 月) 文部科学省】

【(抜粋) 高等学校学習指導要領(平成 30 年 3 月) 文部科学省】

(2) 部活動の意義・効果

部活動は、技術・技能等の向上のみならず、生徒の生きる力の育成、豊かな学校生活の実現に意義や効果を有するものとなることが望まれる。

- スポーツ、芸術、文化、科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな生活を営む資質や能力を育てる。
- 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。
- 体力の向上や健康の保持増進等につながる。
- 自主性、協調性、責任感、連帯感、思考力、判断力、表現力等を育成する。
- 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- 各学校の教育目標の実現に向けた「主体的・対話的で深い学び」の実現の場となる。

【(参考) 運動部活動での指導のガイドライン(平成 25 年 5 月) 文部科学省】

2 適切な運営のための体制整備

(1) 活動方針の策定と年間活動計画・活動実績等の作成

- 市町村教育委員会は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月スポーツ庁)及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年12月文化庁)(以下、「国のガイドライン」という。)に則り、本方針を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」(以下、「市町村の方針」という。)を策定する。その際、本方針の基準を踏まえて、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。
- 県立学校長は、「本方針」に、市町村立学校長は「市町村の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- 部活動顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日、及び参加予定大会、遠征及び合宿の予定日程等)及び毎月の活動実績を作成し、校長に提出する。
- 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」及び「年間の活動計画」等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- 各学校は、活動実績について、学校評議員等を活用し、評価を行う。
- 県教育委員会及び市町村教育委員会(以下、教育委員会という。)は、各学校において部活動の活動方針及び活動計画・活動実績等の策定等が効率的に行えるよう、記載項目の標準例等を示して支援する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

① 適正な数の部の設置

- 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の是正等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

② 複数顧問体制による運営と部活動指導員等の活用

- 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の分掌や、部活動指導員等の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての指導・運営に係る体制の構築を図る。
また、事故や不測の事態等への対応、教師の長時間勤務是正の観点から、原則として、複数顧問体制による運営を行うことが望ましい。

- 部活動指導員等の協力を得る場合には、学校全体の目標や方針及び各部活動での目標、方針、計画、具体的な指導の内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等について、学校、顧問の教員と部活動指導員等との間で十分な調整を行い、部活動指導員等の理解を得るとともに、相互に情報を共有することが必要である。

③ 適切な部活動指導に必要な研修等の実施と参加

- 教育委員会は、部活動顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- 教育委員会は、部活動指導員等の任用・配置に当たって、部活動指導員が学校教育について理解し、適切な指導が行われるよう、次に掲げる内容について任用前及び任用後の適切な時期において研修を行う。
 - ・部活動の位置付け、教育的意義
 - ・生徒の発達の段階に応じた科学的な指導
 - ・安全の確保や事故発生後の適切な対応
 - ・生徒の人格を傷つける言動や体罰の禁止
 - ・服務(校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)の遵守
- 各学校においては、部活動運営に関わる研修会や部活動顧問会議等を行い、適切な部活動指導が行われるように取組む。
- 部活動顧問は、競技団体等で実施している研修会や講習会に参加し自己研鑽に努めることも必要である。また学校は、これら研修等への参加に際して必要な配慮をする。

3 合理的で効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- 部活動の指導は、学校、指導者、生徒、保護者の間で十分な説明と相互の理解の下で、生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、活動を行う場所・時間、安全環境、気象状況等を総合的に考えた科学的、合理的な内容、方法により行う。
- 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 校長及び部活動顧問は、公益財団法人日本スポーツ協会の「熱中症予防運動指針」に基づき、気象庁が発令する「高温注意情報」や教育委員会からの「注意喚起」等を参考に、熱中症への最大限の注意を払い、状況に応じて部活動を中止する等、万全の対策を講ずる。その際、県教育委員会策定の「学校危機管理の手引」の中の熱中症対策に関する内容も参考にする。
- 部活動顧問は、スポーツ医・科学の観点及び生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習は、スポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことや生徒の心身に負担を与えること等を正しく理解した上で指導を行う。

あわせて、生徒の体力・芸術文化等の能力の向上や生涯にわたる運動習慣の形成、芸術文化等に親しむ基礎を培うため、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録等の向上や大会等での好成績など、それぞれの目標を達成できるよう、競技種目や分野の特性等を踏まえた合理的で効率的・効果的な指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- 部活動顧問は、「勝利至上主義」と言われるように、勝つことや、技術向上ばかりを重視し、過度な練習を強いるようなことがないようにし、生徒の意見を尊重しながら、バランスのとれた運営と指導を行う。

(2) 部活動用指導手引の活用

- 部活動顧問は、合理的で効率的・効果的な活動を行うために、中央競技団体等が作成した指導手引を活用して、適切な指導を行う。

4 適切な休養日・活動時間の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、学業、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、中学校・高等学校それぞれの基準を以下のとおりとする。

(1) 中学校

① 学期中の休養日

<基準>

- 週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日に少なくとも1日以上、かつ土曜日及び日曜日に少なくとも1日以上を休養日とする。)

<基準の設定理由・考え方>

- スポーツ医・科学の観点から、休養日は必要である。
「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について(文献研究)」(平成 29 年 12 月 18 日公益財団法人日本体育協会)において、行き過ぎたスポーツ活動を行うことは、スポーツ外傷・障害やバーンアウトのリスクが高まり、体力・運動能力の向上につながらず、具体的には、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けることが望ましい」ことが示されている。
※ 「ジュニア期」の定義には諸説あるが、いずれの説においても、中学校を「ジュニア期」とする点は共通する。
 - 休養は心身を休めて疲労回復したり、ストレスを解消したりするために必要である。
 - ・ 運動や勉学などで体や脳が疲れたとき、休養をとらないと疲労は回復されず、判断力が鈍って事故を招いたり、免疫の働きが弱まったりするなどして、健康を損ねることにもなる。疲労は、情緒を不安定にし、活力を低下させるなど、生活の質に大きく影響するが、適切に休養をとれば疲労は回復し、活力がよみがえる。
 - ・ 特に睡眠は重要で、睡眠には、心身の疲労を回復させ、体の傷んだ部分を修復し、体の抵抗力を高める働きがある。
 - ・ 体には、難度や強度の高い運動をおこなうと、最初は疲労によって一時的に体の機能が低下するが、適度な休養をとることによって前よりも高いレベルにまで回復する性質(超回復)がある。
- 【(参考)大修館:現代高等保健体育】
【(参考)東京書籍:新しい保健体育】
- 休養日を設定することで学業との両立が図られる。

- 「平成 29 年度運動部活動に関する調査」では、県内の中学校で平日に活動中止日を設定しているのは約 97%、土日の活動をしないように取り決めているのは1%、土日とも活動する場合が多いと回答したのは約 42%であった。

＜運用上の留意点＞

- 休養日の設定に当たっては、「しまね家庭の日」(毎月第3日曜日)の取組を考慮する。
- 休養日として設定した日に、大会やコンクール、合宿等が開催されるようになった場合、大会等の終了後、早い時期に休養日を設定する。

② 学期中の活動時間

＜基準＞

- 1日の活動時間は、平日では長くとも2時間程度、学校の休業日は長くとも3時間程度とする。

＜基準の設定理由・考え方＞

- スポーツ医・科学の観点から活動時間の設定は必要である。
「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について(文献研究)」(平成 29 年 12 月 18 日公益財団法人日本体育協会)において、行き過ぎたスポーツ活動を行うことは、スポーツ外傷・障害やバーンアウトのリスクが高まり、体力・運動能力の向上につながらず、具体的には、「週あたりの活動時間における上限は、16 時間未満とすることが望ましい」ことが示されていることも含め、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うことが望ましい。
※ 「ジュニア期」の定義には諸説あるが、いずれの説においても、中学校を「ジュニア期」とする点は共通する。
- 「平成 29 年度島根県の公立中学校・高等学校における部活動調査」において、生徒に活動時間を尋ねたところ、中学校では、平日放課後は、活動なしも含め、3時間程度までが約91%であった。土日は活動なしも含め、4時間程度までが土曜日では69%、日曜日では73%であった。

＜運用上の留意点＞

- 一週間の中で学業の終業時間が違うこともあるため、曜日によって活動時間(活動終了時刻)を変更する等、適切に設定する。
- 日没時刻との関係上、冬期の活動時間は夏期に比べて短くなることも考えられるため、季節によって活動時間(活動終了時刻)を変更する等、適切に設定する。

- マリンスポーツやウィンタースポーツのように活動時期に特徴がある場合、季節によって活動時間(活動終了時刻)を変更する等、適切に設定する。
- 体育館やグラウンドの使用ローテーションや、天候により活動場所や時間に制約がある場合、活動時間を変更する等、適切に設定する。

③ 長期休業中の休養日・活動時間

<基準>

- 休養日の設定は学期中と同じ(週2日以上)
- 活動時間の設定は学期中の週休日と同じ(長くとも3時間程度)

<基準の設定理由・考え方>

- 長期休業中であっても、生徒に対し、健康面や学業との両立の側面で配慮すべき点は全く変わらない。
- 休養日については、週単位で考える方が活動計画を立てやすい。
- 活動時間については、学期中の週休日と同様の生活時間であることを考慮した。

<運用上の留意点>

[部活動の活性化の観点]

- 長期休業中にしかできないような活動(県大会・全国大会・長期遠征・長期合宿等)への参加も考慮して休養日及び活動時間を設定する。

[多様な活動を行う観点]

- 長期休業中は、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設定する。

④ 基準を超えて活動を行う場合の留意点

- 大会前の練習、合宿や遠征、練習試合を実施する際、基準を超えて活動する場合は、必ず生徒及び保護者の了承を得て活動するとともに、生徒の健康面、安全面に十分配慮し、活動日の直後に、休養日の追加設定や活動時間の短縮を行う等適切に対応する。

(2) 高等学校

① 学期中の休養日

<基準>

- 週当たり1日以上の休養日进行ける。

<基準の設定理由・考え方>

- スポーツ医・科学の観点から、休養日は必要である。

「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について(文献研究)」(平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会)において、行き過ぎたスポーツ活動を行うことは、スポーツ外傷・障害やバーンアウトのリスクが高まり、体力・運動能力の向上につながらず、具体的には、休養日を少なくとも1週間に1～2日設けることが望ましい」ということが示されている。

※ 「ジュニア期」の定義は諸説あり、高校生をジュニア期とする説としない説が混在する。
- 休養は心身を休めて疲労回復したり、ストレスを解消したりするために必要である。
 - ・ 運動や勉強などで体や脳が疲れたとき、休養をとらないと疲労は回復されず、判断力が鈍って事故を招いたり、免疫の働きが弱まったりするなどして、健康を損ねることにもなる。疲労は、情緒を不安定にし、活力を低下させるなど、生活の質に大きく影響するが、適切に休養をとれば疲労は回復し、活力がよみがえる。
 - ・ 特に睡眠は重要で、睡眠には、心身の疲労を回復させ、体の傷んだ部分を修復し、体の抵抗力を高める働きがある。
 - ・ 体には、難度や強度の高い運動をおこなうと、最初は疲労によって一時的に体の機能が低下するが、適度な休養をとることによって前よりも高いレベルにまで回復する性質(超回復)がある。

【(参考)大修館:現代高等保健体育】
【(参考)東京書籍:新しい保健体育】
- 休養日を設定することで学業との両立が図られる。
- 高等学校では中学校教育の基礎の上に、生徒の興味・関心、能力・適性、進路等に応じた多様な教育が行われており、自己実現に向け、部活動を視野に入れて高等学校を選択している生徒がいることを考慮し、中学校の週当たり2日以上に対し、1日以上とした。
- 心身の発育・発達の観点から、中学校と比較し、高等学校では、より自主的、自発的な活動をする生徒や、より高度な技術の習得を目指している生徒がいることを考慮した。

- 「平成 29 年度運動部活動に関する調査」では、県内の高等学校で平日に活動中止日を設定しているのは約 71%、土日の活動について、両日も活動するケースが多いと回答したのは 60%であった。

＜運用上の留意点＞

- 休養日の設定に当たっては、「しまね家庭の日」(毎月第3日曜日)の取組を考慮する。
- 休養日として設定した日に、大会やコンクール、合宿等が開催されるようになった場合、大会等の終了後、早い時期に休養日を設定する。

② 学期中の活動時間

＜基準＞

- 1日の活動時間は、平日は長くとも3時間程度、学校の休業日は長くとも4時間程度とする。

＜基準の設定理由・考え方＞

- スポーツ医・科学の観点から活動時間の設定は必要である。
「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について(文献研究)」(平成 29 年 12 月 18 日公益財団法人日本体育協会)において、行き過ぎたスポーツ活動を行うことは、スポーツ外傷・障害やバーンアウトのリスクが高まり、体力・運動能力の向上につながらず、具体的には、「週あたりの活動時間における上限は、16 時間未満とすることが望ましい」ことが示されていることも含め、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うことが望ましい。
※ 「ジュニア期」の定義は諸説あり、高校生をジュニア期とする説としない説が混在する。
- 高等学校では中学校教育の基礎の上に、生徒の興味・関心、能力・適性、進路等に応じた多様な教育が行われており、自己実現に向け、部活動を視野に入れて高等学校を選択している生徒がいることを考慮し、中学校より長い活動時間を基準とした。
- 心身の発育・発達の観点から、中学校と比較し、高等学校では、より自主的、自発的な活動をする生徒や、より高度な技術の習得を目指している生徒がいることを考慮した。
- 「平成 29 年度島根県の公立中学校・高等学校における部活動調査」において、生徒に活動時間を尋ねたところ、高等学校では、平日放課後は、活動なしも含め、3時間程度までが約82%であった。土日は活動なしも含め、4時間程度までが土曜日では69%、日曜日では72%であった。また、6時間を超えて活動をしているのは土曜日で13%、日曜日で12%であった。

<運用上の留意点>

- 一週間の中で学業の終業時間が違うこともあるため、曜日によって活動時間(活動終了時刻)を変更する等、適切に設定する。
- 日没時刻との関係上、冬期の活動時間は夏期に比べて短くなることも考えられるため、季節によって活動時間(活動終了時刻)を変更する等、適切に設定する。
- マリンスポーツやウィンタースポーツのように活動時期に特徴がある場合、季節によって活動時間(活動終了時刻)を変更する等、適切に設定する。
- 体育館やグラウンドの使用ローテーションや、天候により活動場所や時間に制約がある場合、活動時間を変更する等、適切に設定する。

③ 長期休業中の休養日・活動時間

<基準>

- 休養日の設定は学期中と同じ(週1日以上)
- 活動時間の設定は学期中の週休日と同じ(長くとも4時間程度)

<基準の設定理由・考え方>

- 長期休業中であっても、生徒に対し、健康面や学業との両立の側面で配慮すべき点は全く変わらない。
- 休養日については、週単位で考える方が活動計画を立てやすい。
- 活動時間については、学期中の週休日と同様の生活時間であることを考慮した。

<運用上の留意点>

[部活動の活性化の観点]

- 長期休業中にしかできないような活動(県大会・全国大会・長期遠征・長期合宿等)への参加も考慮して休養日及び活動時間を設定する。

[多様な活動を行う観点]

- 長期休業中は、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設定する。

④ 基準を超えて活動を行う場合の留意点

- 大会前の練習、合宿や遠征、練習試合を実施する際、基準を超えて活動する場合は、必ず生徒及び保護者の了承を得て活動するとともに、生徒の健康面、安全面に十分配慮し、活動日の直後に、休養日の追加設定や活動時間の短縮を行う等適切に対応する。

5 生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

- 生徒のニーズは、競技力や技能等の向上、大会やコンクール等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、多様であることから、校長は、そういった観点からの部活動の設置について、学校の実態を踏まえた上で検討する。

(2) 合同部活動等の取組

- 教育委員会は、生徒数減少等の実情を踏まえ、単一の学校では特定の競技・分野の部活動を設けることができない場合には、生徒の活動の機会が損なわれないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

(3) 保護者の理解と協力・地域との連携等

- 教育委員会及び校長は、保護者の理解と協力のもと、部活動の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化団体等との連携、民間事業者の活用等を進め、学校と地域が協働・融合した形での活動環境を整える。
- 保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことである。このため、校長は、部活動の意義や学校としての方針を保護者へ説明するほか、日頃の活動を見てもらいなど、保護者の理解と協力を得よう努める。
- 校長は、校外の社会体育等で活動する生徒の引率については、関係者の理解を得て保護者や社会体育等の指導者に引率を依頼するなど、教員の負担軽減に努める。

6 参加する大会等の精査

- 校長は、活動計画及び活動実績等を確認し、生徒の教育上の意義を踏まえつつ、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないよう考慮して、参加する大会、合宿や遠征等を精査する。

7 今後の取組

県教育委員会では、本方針をより実効性のあるものとするため、以下の取組を継続して実施する。

- 会議や研修会等を利用し、方針の周知に努める。
- 学校において部活動の活動方針・計画・実績の策定等が効率的に行えるよう支援する。
- 部活動の適切な運営を図るため、研修会等を実施する。
- 本方針に基づく部活動の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。
- 部活動指導員、地域指導者の配置を進める。
- 部活動指導員の成り手となる指導者の確保・育成に努める。
- 部活動におけるレンタカー利用等については、今後の検討課題とする。

参考資料

- 1 関係資料のURL
- 2 平成29年度 島根県の公立中学校・高等学校における部活動調査概要

1 関係資料のURL

- 小学校学習指導要領解説 体育編：文部科学省 平成29年7月
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/07/25/1387017_10_1.pdf
- 「中学校学習指導要領解説 保健体育編」：文部科学省 平成29年7月
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/07/25/1387018_8_1.pdf
- 「高等学校学習指導要領解説 保健体育編」：文部科学省 平成30年7月
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/07/13/1407073_07.pdf
- 「運動部活動での指導のガイドライン」：文部科学省 平成25年5月
http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/_icsFiles/afieldfile/2016/07/01/1372445_1.pdf
- 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」：スポーツ庁 平成30年3月
http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/toushin/_icsFiles/afieldfile/2018/03/19/1402624_1.pdf
- 「文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン」：文化庁 平成30年12月
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/bunkakatsudo_guideline/h30_1227/pdf/r1412126_01.pdf
- 「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」：文部科学省 平成25年3月
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm
- 「学校における働き方改革に関する緊急対策」：文部科学省 平成29年12月
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/12/_icsFiles/afieldfile/2017/12/26/1399949_1.pdf
- 「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（通知）」：文部科学省 平成30年2月
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hatarakikata/_icsFiles/afieldfile/2018/02/13/1401366_1.pdf
- 「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」：スポーツ庁 平成30年2月
http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/kodomo/zencyo/1401184.htm
- 「平成29年度運動部活動（課外活動）に関する調査結果」：島根県教育委員会 平成30年3月
<http://www.pref.shimane.lg.jp/hokentaiku/index.data/H29bukatsudoutyousa.pdf>
- 「スポーツ医・科学の観点からジュニア期におけるスポーツ活動時間について（文献研究）」：公益財団法人日本体育協会 平成29年12月
http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2017/12/20/1399653_01.pdf#search=%27http%3A%2F%2Fwww.mext.go.jp%2Fsports%2Fb_menu%2F...%2F1399653_01.pdf%27
- 「しまね家庭の日運動」：青少年育成島根県民会議 平成14年5月
<http://www.shimane-youth.gr.jp/policy/family>

2 平成29年度島根県の公立中学校・高等学校における部活動調査概要

1 調査の実施目的

- (1) 部活動の実態把握と今後の部活動の在り方について検討するため
- (2) 「島根県版ガイドライン（仮称）」の策定に向けての資料とするため
- (3) 「部活動指導員」の導入に向けての参考とするため

2 調査対象校

- 高等学校・・・国の抽出校を除く県立高等学校28校と松江市立女子高等学校
- 中学校・・・市町村教育委員会内の生徒数に応じて対象校数を決定

教育委員会内の生徒数	対象校数
4,000人以上	4
1,000人～3,999人	3
100人～999人	2
99人以下	1

3 調査対象者

- 校長
- 非常勤を除くすべての教育職員
- 調査対象校の中学2年生（男女各10名）及び高校2年生（男女各10名）
- 上記生徒（中学・高校2年生）の保護者

4 調査期間

平成29年9月11日（月）～10月5日（木）

5 回答状況

校種	校長	回収率	教育職員	回収率	生徒	回収率	保護者	回収率
中学校	40	100%	652	84%	706	89%	694	87%
高等学校	29	100%	952	80%	536	67%	526	66%

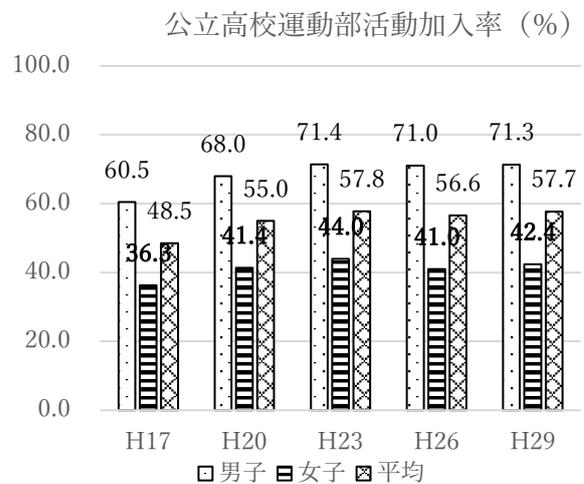
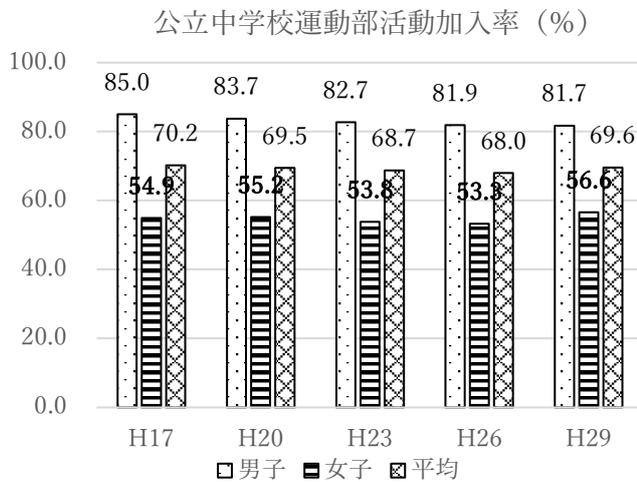
6 調査項目の概要

<校長対象> ○部活動を行う部の設置・所属方針 ○部活動顧問の配置方針 ○部活動に関する学校のきまり ○地域、種目別団体との連携 ○部活動指導員及び外部指導者 等	<生徒対象> ○部活動への所属 ○部活動の活動日数・時間 ○部活動の休養日 ○健康状態、生活と関わり ○運動・スポーツを行う条件 等
<教育職員対象> ○部活動顧問の実績 ○運動部における指導 ○地域、種目別団体との連携 ○部活動指導員及び外部指導者 等	<保護者対象> ○生徒の部活動への所属 ○生徒の部活動の参加状況 ○部活動の運営の在り方 等

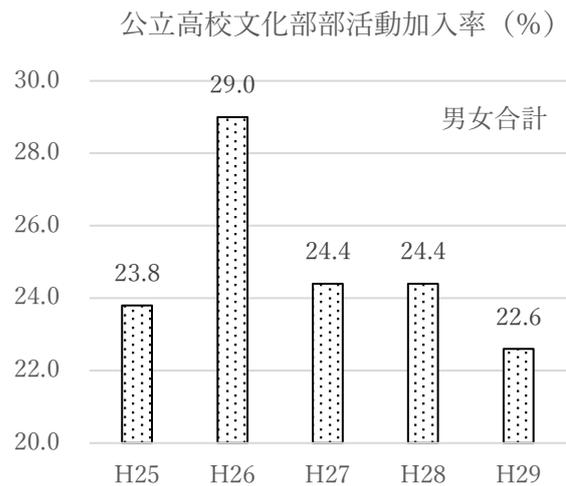
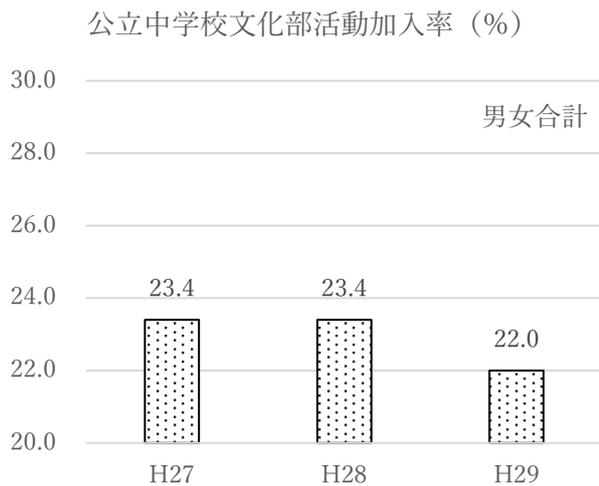
(1) 部活動の現状

① 部活動加入状況

○ 運動部活動（県調査：運動部活動（課外活動）に関する調査）



○ 文化部活動（県調査・高文連まとめ）



○ 参考

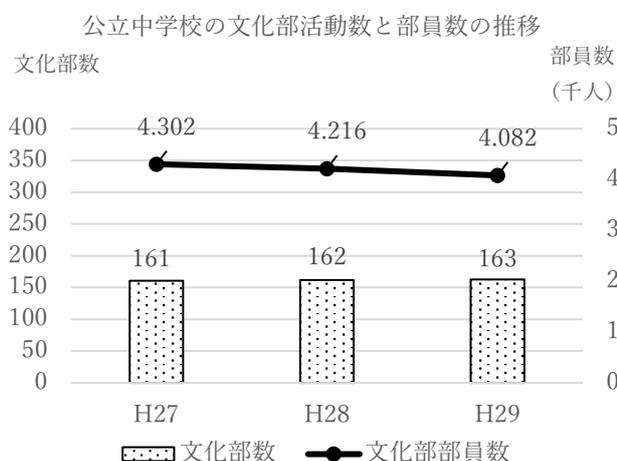
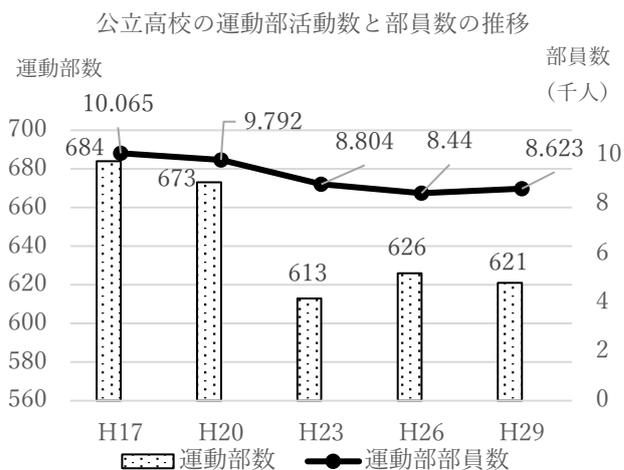
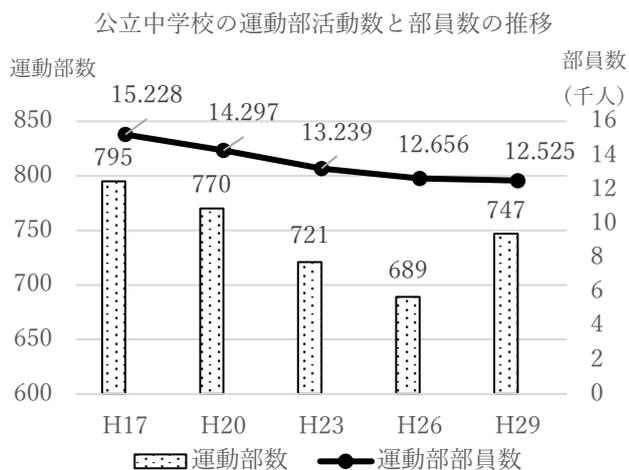
「スポーツ庁 平成29年度 運動部活動等に関する実態調査 報告書より」

学校での活動を認められている部活動の所属割合

	中学校（％）※公私合計	高等学校（％）※公私合計
運動部	71.4	54.2
文化部	19.0	24.6

平成29年度の部活動の加入状況については、全国調査と比較しても大きな差はない。

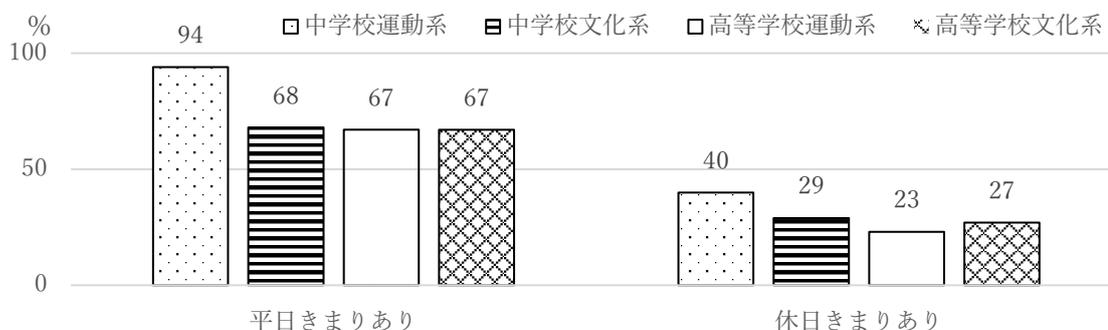
② 部活動数・部員数の推移



中学校、高等学校の部活動数・部員数について、中学校の文化部数は横ばいであるが、部活動数・部員数とも減少傾向にあると言える。

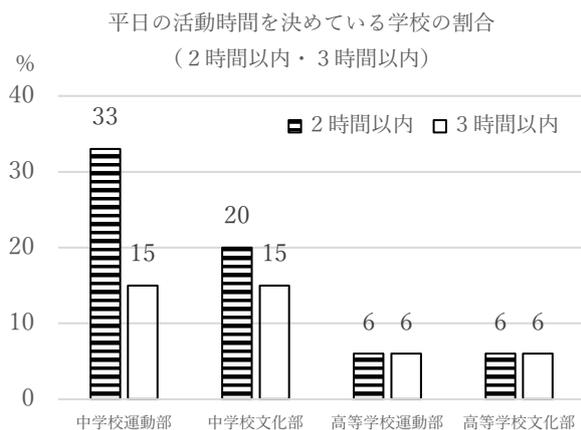
③ 平成29年度 島根県の公立中学校・高等学校における部活動調査結果

○ 各学校における活動時間のきまりの有無 (中学校40校、高等学校29校 校長回答)

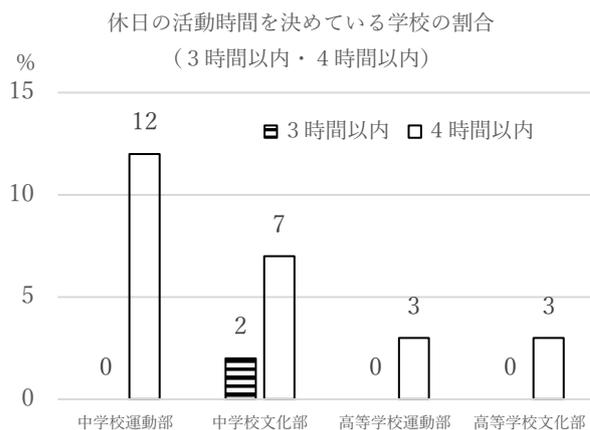


平日の活動時間に関しては、きまりを設けている学校の割合が高いのに対して、休日の活動時間に関しては、平日に比べるときまりを設けていない割合が高い。

○ 平日の活動時間の設定

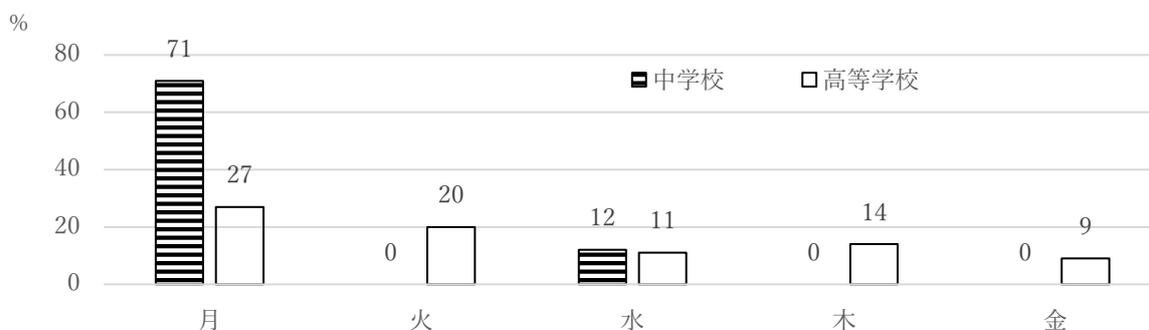


○ 休日の活動時間の設定



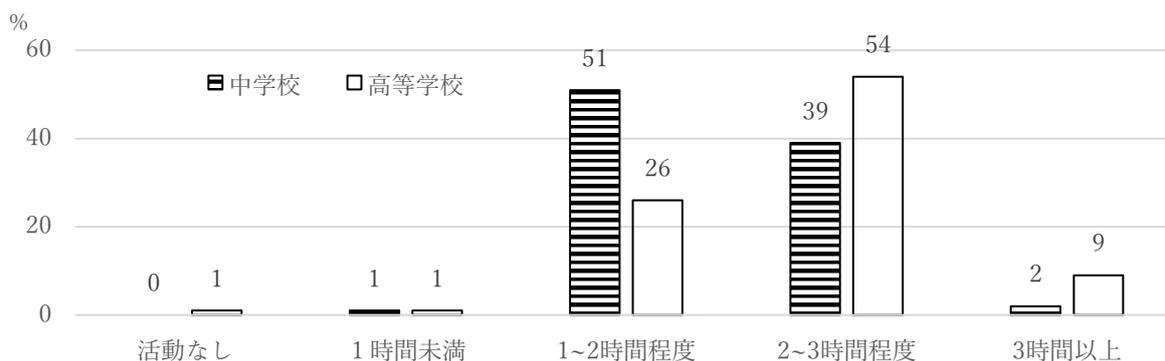
平日・休日とも活動時間を設定している学校は少ない。

○ 各学校の平日の部活動の休養日の設定



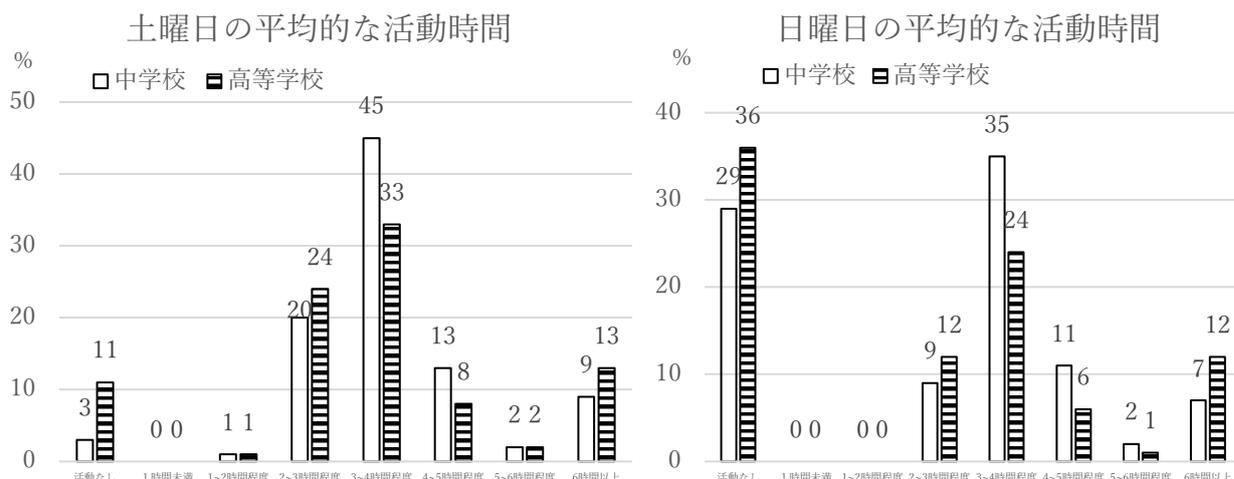
平日の部活動の休養日については、中学校は月曜日に設定している学校が多く、高等学校ではばらつきがあった。

○ 生徒の平日の放課後の平均的な部活動時間



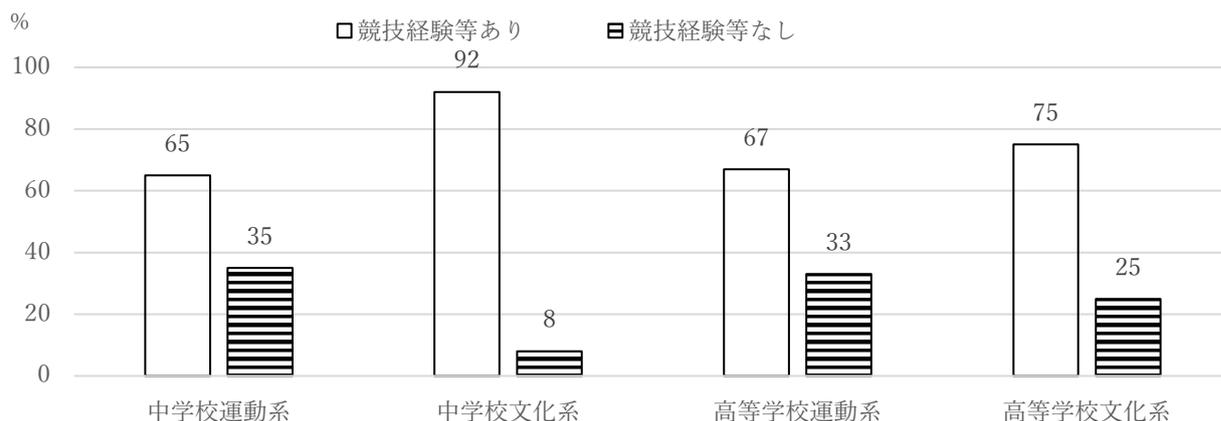
平日の生徒の活動時間については、中学校では1~2時間程度が半数以上、高等学校においては2~3時間程度が半数以上を占めている。

○ 生徒の土・日の平均的な部活動時間



土曜日と日曜日を比べた場合、日曜日に活動をしない生徒が多い。中には土日とも、6時間以上活動する生徒もいる。

○ 教育職員の担当部活動の競技経験等の有無



中学校、高等学校ともに 65%以上は競技経験等がある。運動系部活動に比べると文化系部活動の経験割合が高い。

○ 顧問としての意欲

項目	中学校 (%)	高等学校 (%)
技術指導も合わせて、部員とともに活発に取り組みたい	39	40
技術指導はできないが、部員とともに活発に取り組みたい	13	16
指導ができないので見守りたい	22	22
あまり気が進まない	16	16

顧問として、「活発に取り組みたい」と考えている教育職員は中学校、高等学校ともに 50%を超えている。「見守りたい」との回答を含めると 70%を超える。

○ 教育職員が考えている部活動の在り方

項目	中学校 (%)	高等学校 (%)
人間形成を目的に、大会等での目標を持って活動すべき	50	46
技術力の向上を重視し、大会・コンクールでの好成績を目指すべき	1	3
生涯スポーツのための運動習慣の形成に向けて、楽しく活動すべき	4	5
生徒のニーズに合わせた多様な部活動があるべき	12	15
部活動のような地域でも担える活動は、将来的に地域で担うようにすべき	22	23

「人間形成を目的に、大会等での目標を持って活動すべき」と考えている教育職員が中学校、高等学校ともに約半数。「大会・コンクールでの好成績をめざすべき」と考えている教育職員はわずかであった。「部活動は地域で担うようにすべき」と考えている教育職員は20%程度であった。

<部活動に関する目的・意識>

- 生徒（「部活動に所属する最大の目的について」上位回答）
 - ・大会・コンクール等で良い成績を収めたい。
 - ・礼儀を重んじたり、チームワーク・協調性・共感を味わったりしたい。
 - ・体力・技術を向上させたい。
- 教育職員（「部活動の指導で重視している点について」上位回答）
 - ・生徒の自発性・自主性の尊重と育成。
 - ・チームワーク・協調性・共感の重視。
 - ・生徒一人一人の技能レベルに応じた指導。
- 保護者（「部活動に最も期待することについて」上位回答）
 - ・礼儀を重んじたり、チームワーク・協調性・共感を味わったりさせたい。
 - ・体力・技術を向上させたい。
 - ・友達と楽しく活動させたい。

<部活動に関する課題や悩み>

- 生徒（上位回答）
 - ・自分が上達しない。
 - ・試合やコンクールで良い結果を出すことができない。
 - ・学業との両立。
- 教育職員（上位回答）
 - ・校務が忙しくて思うように指導ができない。
 - ・校務と部活動の両立に限界を感じる。
 - ・自分の指導力不足。
 - ・自身のワーク・ライフ・バランス。
 - ・自身の心身の疲労・休息不足。
- 保護者（上位回答）
 - ・学業との両立。
 - ・特段の課題や悩みはない。

○ 校長が考えている「しまね家庭の日」（毎月第3日曜日）の部活動について

項目	中学校 (%)	高等学校 (%)
部活動は行わず、大会があっても参加しない	10	0
部活動は行わないが、大会があれば参加する	90	3
部活動を行うし、大会があれば参加する	0	27
部活動を行うが、大会には参加しない	0	0
決まりはない	0	68
無回答	0	0

中学校と高等学校では「しまね家庭の日」の部活動の考え方に大きな差がある。

○ 校長が考えているレンタカー利用について

項目	中学校 (%)	高等学校 (%)
生徒を乗せる場合には条件付きでも利用を認めてほしい	0	71
教員のみであれば利用を認めてほしい	30	14
レンタカーの利用は認めるべきではない	70	14
無回答	0	0

中学校と高等学校ではレンタカー利用の考え方に大きな差がある。

【(参考) 全国調査「平成29年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」】

【(参考) 県教育委員会「平成29年度 島根県の公立中学校・高等学校における部活動調査」】

【(参考) 県教育委員会「運動部活動（課外活動）に関する調査」（3年に1度の調査）】

【(参考) 高体連・高文連・中体連調査まとめ】

<まとめ>

- 中学校、高等学校における部活動加入状況は、全国と比較すると大きな違いはない。
- 平日の活動時間のきまりを設けている学校は多いが、休日の活動時間のきまりを設けている学校は少ない。
- 中学校と高等学校では活動時間や休養日の設定に違いがみられる。
- 生徒・教育職員・保護者とも、部活動に期待することとして「チームワーク・協調性・共感を味わう」ことを挙げている。
- 生徒が考える部活動に所属する最大の目的は、「大会・コンクール等で良い成績を収めたい」とする割合が一番高い。
- 教育職員が部活動の指導で重視している点は、「生徒の自発性・自主性の尊重と育成」とする割合が一番高い。
- 保護者が部活動に最も期待することは、「礼儀を重んじたり、チームワーク・協調性・共感を味わったりさせたい」とする割合が一番高い。
- 部活動に関する課題や悩みについては、生徒と保護者は学業と部活動の両立に悩んでいる割合が高い。一方、教育職員は校務との両立の限界や、指導力不足、ワーク・ライフ・バランスなどに問題を抱えており、多忙感を感じている割合が高い。